

## エコナ関連製品への対応について

「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」報告

平成21年10月8日

「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」では、9月29日の発足以来、精力的に議論を重ね、関係各府省庁や関係製造事業者からのヒアリングや消費者委員会における議論等を踏まえ、以下のとおり取りまとめた。

- (1) 「エコナ関連製品」については、厚生労働省が平成10年から平成15年にかけて特定保健用食品（「特保」）に係る表示の許可を行った。  
当該許可が行われて以降、食品安全委員会における食品健康影響評価（リスク評価）の審議、その審議における厚生労働省からの資料提出などを通じ、科学的知見の充実による当該許可に係る食品についての再審査を行うべき状況に至ったものと判断することができる。

(2) このため、「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」第5条に基づき、消費者庁長官は再審査手続を早急に開始することとし、当該許可に係る食品の安全性について、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴き、特保に係る表示の許可を取り消すかどうかを判断すべきである。

(3) また、消費者庁としては、「エコナ関連製品」についての特保の再審査、食品安全委員会の審議に関し、消費者に広く情報提供するとともに、消費者とのリスク・コミュニケーションの場等の積極的な活用を図るべきである。

(4) さらに、「エコナ関連製品」の製造事業者においては、消費者に対する関連情報の提供、消費者からの相談等への対応はもちろんのこと、今後の適切な広報のあり方、消費者とのリスク・コミュニケーションの一層の充実を図ることを求めたい。
2. 消費者庁としては、今回の事例も踏まえ、国民生活センターとの連携や消費生活相談員への研修等を通じた消費者にわかりやすい情報提供のあり方、事業者の対応のあり方等について、事業者・消費者からのヒアリング等を通じて広く関係者の意見を求めつつ、引き続き検討を行うべきである。  
また、特保に関しては、再審査中における特保に係る表示の取扱い等法制度面での課題、国民の健康の増進を図るための措置を図るとの健康増進法の目的に照らした特保に係る制度の今後のあり方について、消費者委員会における検討を求めたい。  
さらに、食品安全委員会においては、食品安全基本法第5条の本旨に基づき、食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見についての一層の配慮を踏まえた審議とともに、消費者庁と連携したリスク・コミュニケーションの実施を求めたい。

## 「エコナ関連製品」一覧

	商品名	認可年月日
1	エコナクッキングオイル	平成10年5月20日
2	エコナクッキングオイルビタミンE入り	平成11年6月4日
3	エコナクッキングオイル炒め専用	平成11年6月4日
4	エコナクッキングオイル炒め専用ビタミンE入り	平成11年6月4日
5	エコナヘルシー&ヘルシークッキングオイル	平成11年6月4日
6	エコナヘルシー&ヘルシークッキングオイルビタミンE入り	平成11年6月4日
7	エコナヘルシー&ヘルシークッキングオイル炒め専用	平成11年6月4日
8	エコナヘルシー&ヘルシークッキングオイル炒め専用ビタミンE入り	平成11年6月4日
9	エコナクッキングオイルS	平成12年5月12日
10	エコナマヨネーズタイプ	平成15年9月25日

## 「エコナ関連製品」をめぐる議論の現在までの経緯

- ① 平成9年1月、花王株式会社より「エコナクッキングオイル」について特定保健用食品（以下「特保」という。）の表示許可申請があり、厚生省（当時）は、特別用途食品評価検討会（当時）の審議を経て、平成10年5月、表示を許可した。
  
- ② 平成12年6月、同社より「エコナマヨネーズタイプ」について特保の表示許可申請があり、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会へ諮問が行われた。  
薬事・食品衛生審議会では、新開発食品評価第一調査会及び新開発食品調査部会における審議を経て、平成15年6月、「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、厚生労働省へ答申。その際、「発がん性を示す所見は認められず、（発がん）プロモーション作用を引き起こすとの報告もないが、念のために、（発がん）プロモーション作用を観察するため、より感度の高いラット等を用いた二段階試験を行うこと」と付記された。
  
- ③ 平成15年7月に食品安全委員会が発足したことを受け、同年8月、「エコナマヨネーズタイプ」につき、厚生労働省から食品安全委員会へリスク評価の諮問が行われた。  
食品安全委員会は、審議の結果、同年9月、「薬事・食品衛生審議会において行われた、特定保健用食品としての安全性の審査の結果は、当委員会として妥当と考える」旨答申するとともに、「DAGに係る追加試験については、結果が分かり次第、食品安全委員会にも報告されたい」と付記された。  
これを受け、同月、厚生労働省は、「エコナマヨネーズタイプ」の表示を許可した。
  
- ④ 平成17年9月、厚生労働省は食品安全委員会に対し、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について諮問を行った。  
以降、食品安全委員会ではリスク評価の審議を継続中である。
  
- ⑤ 本年7月、厚生労働省より食品安全委員会に対し、DAG油中に不純物としてグリシドール脂肪酸エステルが高濃度で含まれることが判明した旨報告があり、食品安全委員会において、そのリスク評価も併せて行われることとなった。

## 「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」の発足について

平成 21 年 9 月 29 日  
消 費 者 庁

特定保健用食品の許可を受けているエコナ関連製品について、食品の安全に対する消費者の不安が広がっている状況等を踏まえ、消費者の不安の解消に資する取組の推進等行政としての対応を検討する。

このため、消費者庁に標記プロジェクトを発足させる。

### 1. 構成員

(プロジェクトリーダー) 泉大臣政務官

(構成員) 消費者庁次長、審議官(企画調整部門担当、執行部門担当)、  
政策調整課長、消費者安全課長、食品表示課長

### 2. 検討事項

- ・ 特定保健用食品の許可を行った食品につき、その後、新たな科学的知見が生じた場合等における対応指針
- ・ 食品の安全性等に関し、消費者から不安や懸念が寄せられた際の対応指針
- ・ 消費者の的確な選択に資する情報提供の方法 等

### 3. スケジュール

概ね 1 週間を目途に、当面の行政の対応方針を取りまとめる。

なお、プロジェクトにおける検討の一環として、10月1日(木)に「エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議」を開催し、本件に関する各省庁の取組状況等を把握し、その結果を検討に反映させる。

## 食品SOS対応プロジェクトにおける取組み

### 9月29日 食品SOS対応プロジェクトの発足

特定保健用食品の許可を受けているエコナ関連製品について、食品の安全に対する消費者の不安が広がっている状況等を踏まえ、消費者の不安の解消に資する取組の推進等行政としての対応を検討することを目的として、消費者庁に泉大臣政務官をプロジェクトリーダーとする標記プロジェクトを発足。

### 10月1日 エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議

プロジェクトにおける検討の一環として開催し、本件に関する各省庁（厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会、消費者委員会）の取組状況等の報告、意見交換を実施。

### 10月6日 食品SOS対応プロジェクト

花王株式会社及び食品安全委員会から、これまでの経緯等についてヒアリング、意見交換を実施。

### 10月7日 第2回消費者委員会

プロジェクトの検討状況等の報告、意見交換を実施。

### 10月8日 とりまとめ及び公表



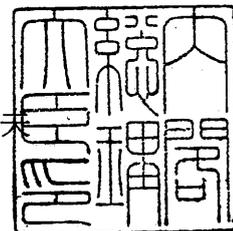
(参考1)

消 食 表 第 3 9 号  
平 成 2 1 年 1 0 月 8 日

消 費 者 委 員 会

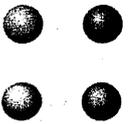
委 員 長 松 本 恒 雄 殿

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫



諮 問 書

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第5条第1項の規定に基づき、新たな科学的知見が生じている別紙に掲げる特定保健用食品について、再審査を行うに当たり、貴委員会の意見を求めます。



# News Release

花王株式会社 広報部



自然と調和する 心豊かな毎日をめざして

〒103-8210 東京都中央区日本橋茅場町1-14-10 TEL 03-3660-7041-7042 FAX 03-3660-7044 <http://www.kao.com/jp/>

&lt;発表資料&gt;

2009年10月8日 09042

## エコナ関連製品に関する弊社の対応について

このたびの弊社の「エコナ関連製品の一時販売自粛」につきまして、消費者の皆様、流通の皆様、関連業界の皆様、消費者庁、消費者委員会、厚生労働省、食品安全委員会、農林水産省等、関連省庁の皆様方に、ご心配、ご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今回の問題につきましては、消費者庁、食品SOS対応プロジェクト、および消費者委員会において、ご審議をいただいているところであり、弊社では現在の状況を厳粛に受け止めております。これを受けて、弊社の基本的な考え方について、ご説明申し上げます。

今後につきましては、懸案となっているグリンドール脂肪酸エステルを一般食用油レベルまで低減する技術の確立を図ります。その上で、関連データ等の準備が整い次第、新生エコナとして、消費者庁へ特定保健用食品の新規申請手続きを開始し、再発売をめざします。本日、その一環として、従来のエコナ関連製品について、特定保健用食品の許可の失効届を提出いたします。

同時に、グリンドール脂肪酸エステルの影響について、究明を急ぐとともに、そのデータ等を食品安全委員会に対して速やかに提出してまいります。あわせて消費者の皆様に対しましても、より適切な情報提供に努めてまいります。

エコナ関連製品につきましては、食品としての安全性に問題はないと判断しておりますが、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

### ■消費者の方のお問い合わせ

・フリーダイヤル: 0120-501-243

受付時間 午前9時～午後7時

(11月以降は、土・日・祝日を除く)

〒131-8501 東京都墨田区文花2-1-3

花王エコナ係

※ご返品をご希望の方は、上記宛先に着払いにて、お名前、ご住所、お電話番号を明記の上、お送りください。商品相当額のギフト券をお返しいたします。

※お客さまからいただいた個人情報は、エコナ関連製品のお問い合わせへのご連絡等のためにのみ利用させていただきます。

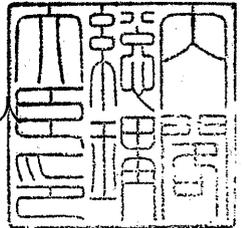
<マスコミの方のお問い合わせ> 花王株式会社 広報部 Tel 03-3660-7041~7042

消食表第43号  
平成21年10月9日

消費者委員会

委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣臨時代理  
国务大臣 菅 直



諮問の取り下げについて

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第5条第1項の規定に基づき、平成21年10月8日付け消食表第39号をもって、別紙に掲げる特定保健用食品について、再審査を行うに当たり、貴委員会の意見を求めたところですが、申請者から特定保健用食品表示許可失効届書が提出されたことから、貴職に意見を求めたことについて取り下げます。

